

農地の売買・転用・貸借契約などを行うときは、 必ず農業委員会へ届出又は許可を受けてください。

◆農地を農地のまま売買するときは

農地法第3条許可申請

農地を耕作目的で売買するときは、農地法第3条許可申請の手続きが必要です。申請様式は窓口配布又は東海市のホームページでもダウンロードできます。許可申請の受付は毎月末を締日としています。

＜申請に必要な添付資料一覧＞

- 土地の登記事項証明書（全部事項証明に限る）
- 案内図
- 土地整理図（公図）
- 営農計画書 等 詳細は農業委員会事務局へお問い合わせください

※ その他、住所情報等により追加で資料の提出、工区内の農地の場合、工区長の同意書の添付をお願いする場合があります。

なお、許可申請で所有権や賃借権等の権利を受けるには、農地法に基づく要件を満たす必要があります。確認のため、事前に農業委員会事務局へ御相談ください。

（要件例）

- 農作業に従事する日数が世帯で150日以上であること（本人が60日以上）
- 農地の権利を取得しようとする者またはその世帯員等が、権利を有している農地および許可申請に係る農地のすべてについて、効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること

◆農地の貸し借りをするときは

農地法第3条許可申請 又は 利用権設定

農地の貸借をするときには、農地法に基づく農地法第3条許可申請又は農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用権設定の手続きをお願いします。



申請様式は窓口で配布していますので、農地法第3条許可申請については農業委員会事務局、利用権設定については農務課へ御相談ください。

◆農地を農地以外の目的で使用する（転用する）ときは

農地法第4条届出・許可申請 又は 農地法第5条届出・許可申請

農地を露天駐車場や資材置場、工場、アパート、住宅などに転用するときは、必ず農業委員会に届出を行うか、愛知県などの許可を受ける必要があります。

- ・土地所有者が自ら農地を他の目的に転用する場合→農地法第4条
- ・農地を他の目的に転用するために売買・貸借する場合→農地法第5条

農地法第4条・5条届出

市街化区域内にある農地を転用する場合、農地法第4条又は第5条の届出が必要です。申請様式は窓口配布又は東海市のホームページでもダウンロードできます。届出は随時受付を行っています。

＜届出に必要な添付資料一覧＞

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・土地の登記事項証明書（全部事項証明に限る）・案内図・土地整理図（公図） 等 詳細は農業委員会事務局へお問い合わせください |
|---|

※ 区画整理地内の場合は、仮換地証明、仮換地案内図、仮換地図が必要です。

※ その他、土地の状態等により追加で資料の提出をお願いする場合があります。

農地法第4条・5条許可

市街化調整区域内にある農地は原則として転用できませんが、やむを得ない理由により転用する場合、農地法第4条又は第5条の愛知県知事の許可を受ける必要があります。（理由例：農家住宅、農業用倉庫、社会福祉施設等）

申請様式は窓口配布又は愛知県のホームページでもダウンロードできます。許可申請の受付は毎月末を締日としています。

なお、許可申請は農地法以外の法令も大きく関わり、申請に必要な添付資料も転用目的によって異なるため、事前に農業委員会事務局へ御相談ください。

〈連絡先〉

農業委員会事務局

電話 052-613-7848又は0562-38-6435

農務課（農業振興グループ）

電話 052-613-7673又は0562-38-6297